

神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議開催要綱

令和 7 年 4 月 28 日
危機管理局長 決定

(趣旨)

第 1 条 新型インフルエンザ等特別措置法に基づき市が作成している「神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定にあたり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議（以下、「有識者会議」という）を開催する。

(委員)

第 2 条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、危機管理局長が委嘱する。

(1) 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者

(2) 前号に掲げる者のほか、危機管理局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、令和 7 年 6 月 16 日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第 4 条 危機管理局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 危機管理局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(有識者会議の公開)

第 5 条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、危機管理局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な有識者会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、危機管理局長が定める。

附 則（令和 7 年 4 月 28 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。